

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：平成30年12月18日（平成30年（行個）諮問第224号）

答申日：平成31年3月7日（平成30年度（行個）答申第200号）

事件名：本人からの申出について発出した回答書の内容を判断した責任者の分かる文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「自動車損害賠償保障法（以下「自賠法」という。）16条の7に基づき、本件開示請求者よりなされた国土交通大臣（以下「国土交通大臣」，「処分庁」又は「諮問庁」という。）に対する申出について発出した回答書（以下「本件回答書」という。）の内容を判断した責任者の分かる行政文書」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成30年9月13日付け国総情政第182号により処分庁が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その決定を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

開示をしないこととした理由として「本件請求にかかる行政文書は作成・取得していないため不存在」としている。しかし、本件請求にかかる行政文書は、国土交通省自動車局保障制度参事官室（以下「担当室」という。）が職務上作成して発出した回答文書（行政文書）であり、開示をしないこととした理由は事実と反する。証拠として、その行政文書を添付（略）する。

（2）意見書

ア 情報開示請求をした背景

審査請求人が特定年月日A付書面にて、特定自賠責保険会社が自賠法16条の7に基づき自賠責保険会社が適正な情報手続に従っていない判断とした具体的な理由は、同法16条の5第1項の規定により、保険会社に対して（略）とした理由、例えば、「（略）という理由」などについて説明を求めたにもかかわらず、既に説明しているとして

その説明を拒否されたためです。

国土交通省のホームページ（略）に保険会社が保険金（共済金）等の支払を行わないと判断した理由について、「因果関係事案整理票」などに基づく書面による説明を行わないときには、国土交通大臣に申出を行うよう記載されていることから国土交通大臣殿宛申出を行いました。

当初、担当室紛争処理係（以下「担当係」という。）の担当者は、「（略）という理由は説明する必要がある重要な事項」と述べましたが、それは私の思い違いであり、最終的には、保険会社が説明したという文書を送付していれば、「（略）という理由を説明していない」場合でも、保険会社が説明したと主張しているのだから自賠法16条の8に該当する事実として認められないとの判断を受けました。

担当係の判断は、「被保険者に損害賠償の責任がないと審査会が判断した場合において、事務所のミスリードによる審査会判断」であると考えている場合も含め、その説明をする必要は自賠法16条の5第1項の規定されていないとのことです（特定年月日H付担当係発出文書）。

審査請求人は、自賠法16条の5は弱者保護の立場で作成されたと思っていました。罰則規定がないため保険会社が説明していないことを説明したとすれば説明したことになる。つまり、保険会社を守るための法律だと初めて知りました。このことを広く周知するため、その判断者の分かる行政文書の公開を求めました。

イ 処分庁の見解について

担当係より発出された行政文書に基づき、保険会社に説明を求めたのですが保険会社から訴訟を提起されております。そのことを国土交通省は承知しています。

提訴される一因となった、担当係より発出された文書の責任者が知りたいのです。

行政文書管理規則が適正に履行されているならば外部に発出する意思決定に関する行政文書は作成・保存がされているはずです。

審査請求人は特定年月日Fに担当係の1名とその監視役と思われる2名の職員と直接打合せを行い事務所のミスリードによる審査会判断について相談しております。その際、2名の職員の知見の範囲では回答を頂けませんでした。このことは、行政機関の事務又は事業に関し当該行政機関以外の者と接触をした場合における当該接触に係る情報の記録として行政文書が作成されているはずです。

平成31年1月16日の通知文に添付された諮問庁の理由説明書（下記第3）には、行政サービスの観点から一般的な問い合わせや意

見等に対して、行政サービスの観点から自賠責保険制度を担務する職員の知見の範囲で対応できるものは応答、助言、説明等を速やかに行っているとあり、その場合には記録を作成しないとありますが、本件がそれに該当しないことは以下の文書でのやり取りからも明らかです（電話を含めるとさらに増えます）。

- ・ 特定年月日 A 国土交通大臣殿宛て 申出書
- ・ 特定年月日 B 国土交通大臣殿宛て 上記回答の依頼及び申出内容の追加
- ・ 特定年月日 C 国土交通大臣殿宛て 上記回答の依頼
- ・ 特定年月日 D 担当係からの回答
- ・ 特定年月日 E 国土交通大臣殿宛て 上記が質問の回答でないため再質問

途中省略

- ・ 特定年月日 H 担当係からの回答

「被保険者に損害賠償の責任がないと審査会が判断した場合において、（保険会社の依頼を受けた調査）事務所のミスリードによる審査会判断」であると考えている場合も含め、その説明は自賠法 16 条の 5 第 1 項の規定されていない。

ウ 結論

上記より、責任者が定めた行政文書が存在しているはずですので開示願います。それが無い場合は、その理由を正しく説明願います。なお、その場合は、本件にかかる起案書、稟議書、打ち合わせメモ、メール等の開示を求めます。

第 3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求について

本件審査請求は、以下（1）の保有個人情報開示請求に対し、（2）の原処分を行ったことに対して、（3）の審査請求があったものである。

- （1）本件開示請求は、法に基づき処分庁に対し、「特定年月日 G 付けで審査請求人に送付した回答書の内容を決定した責任者の分かる行政文書（起案書、稟議書、打ち合わせメモ、メール等）」について、開示を求めてなされたものである。
- （2）本件開示請求を受けて、処分庁は、平成 30 年 9 月 13 日付け国総情政第 182 号「2 開示をしないこととした理由」において「本請求に係る行政文書は作成・取得していないため不存在」として保有個人情報の開示をしない旨の原処分を行った。
- （3）これに対し、審査請求人は、諮問庁に対して原処分である「2 開示をしないこととした理由に記載の処分を取消す。」との裁決を求めて審査請求を提起した。

2 審査請求人の主張について

上記第2の2(1)と同旨のため省略。

3 自動車損害賠償責任保険について

自賠法5条により、自動車は、自動車損害賠償責任保険（以下「自賠責保険」という。）の締結がなされているものでなければ、運行の用に供してはならないこととされており、自賠責保険は、事故が発生した場合に、被害者保護の観点から被害者に対して適正な損害賠償を保障する目的のため設けられているところである。

その一環として自賠責保険会社の保険金等支払の適正性を保持するため、自賠責保険の被保険者又は交通事故の被害者は、自賠法16条の7（国土交通大臣に対する申出）に基づき、自賠責保険会社の支払う保険金等の支払が支払基準に従っていないとき、または被保険者又は被害者に対して、国土交通省令・内閣府令で規定する事項を記載した書面の交付を行っていないなど適正な情報提供手続に従っていないときに国土交通大臣に対し、その事実を申し出ることができることとされており、国土交通省では自賠責保険の適正な事務の遂行のため、当該申出に対し、自賠責保険会社への事実確認を行っているところである。

自賠責保険会社への事実確認の結果、自賠責保険会社が支払基準に違反している、または書面の不交付等適正な情報提供手続がなされていないと認める場合、国土交通大臣は自賠法16条の8（指示等）に基づき、自賠責保険会社に対して必要な指示をするものとする規定されている。

4 原処分に対する諮問庁の考え方

本件諮問に当たり、原処分の妥当性について検討した結果は次のとおりである。

(1) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は「本件回答書の内容を決定した責任者の分かる行政文書（起案書、稟議書、打ち合わせメモ、メール等）」である。

(2) 本件対象保有個人情報の開示決定について

処分庁は審査請求人より、本件対象保有個人情報についての保有個人情報開示請求書を平成30年8月27日に受け付けた。

(3) 処分庁の見解

処分庁は、特定年月日A付書面にて、審査請求人より、自賠法16条の7に基づき自賠責保険会社が適正な情報提供手続に従っていない旨の申出を受け付けた。処分庁は、当該申出に対して、自賠法23条の2に基づき当該保険会社より必要な業務の状況の報告（書類の確認やヒアリング等）を求め、事実関係を確認した結果、自賠法16条の8に該当する事実は認められなかったことから当該保険会社に対して自賠法16条の8に基づく国土交通大臣名での指示等は行わないものと判断した。

他方、審査請求人に対しては、自賠法の趣旨にのっとり、実務上、国民への行政サービスの一環として、申出を受けて処分庁が当該保険会社への調査を実施し、当該保険会社が審査請求人への対応状況や必要な書面の交付・通知の実施及び必要な説明責任を行っていることを確認し、併せて処分庁が自賠法にのっとり当該保険会社が適切に事務手続を行っているとは判断した理由等について、これら事実関係を取りまとめた回答書を発出した。

しかしながら、自賠法16条の7に基づく申出を行った審査請求人に対して、当該申出における自賠法23条の2に基づく当該保険会社への調査を踏まえた処分庁の判断結果等を回答することまで自賠法上で規定しているものではないこと、また、国土交通省決裁規則に照らし合わせても内部的な決裁を取るべき事項に該当しないことから、起案書、稟議書の類いは作成・取得していない。

また、国民や関係団体、事業者等から日々寄せられる一般的な問い合わせや意見等に対して、行政サービスの観点から自賠責保険制度を担務する職員の知見の範囲で対応できるものは応答、助言、説明等を速やかに行っている。一方、これらの個々の問い合わせや意見等に対して起案書、稟議書等により責任者の分かる記録を一つ一つ作成することは日々の業務遂行上、迅速な対応、効率的かつ合理的な業務ができなくなることから作成していない。

以上のことから、本件については当該保険会社に対して処分庁からの指示等の処分を行わない事案であること、前述のとおり当該審査請求人の書面による質問に対して問い合わせ先を明記して迅速に書面で回答した事案であることから、個別に責任者を定める起案書、稟議書、打ち合わせメモ、メール等を作成・取得しない対応は適切であり、当該審査請求人に発出した回答書以外の行政文書は存在していない。

以上のことから、本件開示請求に係る行政文書は不存在と判断したところであり、法18条2項に基づく「保有個人情報の開示をしない旨の決定について（通知）」を、平成30年9月13日付で送付し、同月18日に審査請求人に到達した。

5 結論

以上のことから、原処分は、妥当であると考えます。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年12月18日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成31年2月5日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 同月13日 審議

⑤ 同年3月5日

審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、本件回答書の内容を判断した責任者の分かる文書に記録された保有個人情報であり、処分庁は、これを作成、取得していないとして不開示とする原処分を行った。審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

(1) 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、本件対象保有個人情報の保有の有無について、改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 審査請求人が行った自賠法16条の7に基づく申出については、国土交通大臣が同法23条の2に基づき当該保険会社より必要な業務の状況の報告を求め、事実関係を確認した結果、同法16条の8に該当する事実は認められなかったことから、当該保険会社に対して国土交通大臣名での指示等を行う必要はないものと判断しており、同法では、16条の7の申出に対する国土交通大臣の判断結果を回答することまでは規定していない。

イ しかしながら、国土交通省では、国民や関係団体、事業者等から日々寄せられる一般的な問い合わせや意見等に対して、行政サービスの観点から自賠責保険制度を担務する職員の知見の範囲で対応できるものは応答、助言、説明等を速やかに行っており、これらの個々の問い合わせや意見等に対して起案書、稟議書等により責任者の分かる記録を一つ一つ作成することは日々の業務遂行上、迅速な対応、効率的かつ合理的な業務ができなくなることから作成していない。

ウ 本件に関しても、審査請求人の申出（照会）に対し、事実関係を確認した結果、当該保険会社が自賠法にのっとって適切に事務手続を行っている判断した理由等を取りまとめて回答したにすぎず、上記イの取扱いと同様に、国土交通省決裁規則に照らし合わせても、内部的な決裁を取るべきとする事項に該当しないことから、個別に責任者を定める起案書、稟議書、打ち合わせメモ、メール等を作成、取得していない。

エ なお、本件諮問に際し、改めて、行政文書ファイル管理簿において当該請求に関連すると考えられる文書を検索するとともに、担当室の執務室及び書庫等を探索したが、該当する文書の存在は確認できなかった。

(2) 本件対象保有個人情報を保有していないとする諮問庁の上記(1)の

説明に特段不自然・不合理な点はなく、また、これを覆すに足りる事情も認められないことから、国土交通省において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、国土交通省において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司